

進士美作守請取調進獻立次第 式三獻(中略)をき 鯛○中略 二獻鯛 十六獻、つぐみ、かも、たいの子、

〔相州文書〕本城御前様御臺所毎月納着從昔相定帳面改而被仰出事

魚之代定

鹽にても無鹽にても可爲隨意

一六七寸之鯛 壱ツ 代十文 一一尺之鯛 壱ツ 代十五文 一一尺五六寸鯛 壱ツ

代卅文

以上鯛ならば以此積可渡○中略

右所定置令無沙汰ニ付而者、船持可別地頭迄可被處越度、若又臺所奉行并由比清五郎左衛門至于非分之儀申懸者、則可捧目安者也、仍如件、

庚申二月廿三日

國府津之船主村野宗右衛門

〔梧窓漫筆 拾遺〕神君○中略 黒田長政の御旗本へ白銀二百枚を借したるに程を歴て其人の返済せんとて持參せしを、初め借し申したる時、兼ねて進上すべしと思ひたりとて受け取らず、さて今朝吉鰐魚を貰ひたり、まるらすべしとて、料理人を召して吉鰐魚の身所は鹽にして貯ふべし、中打あらを潮煮にして客に饗すべしと申されたり、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕もの、味をしろしめし分られしこと、またたぐひなく、庖所の者ども驚くまでなりしこと、しばくありしとなり、ある日鯛を奉りしに、これはしめ鯛なりと仰あり、御膳番御膳奉行のたぐひたれもしらず、賄頭をして魚商に尋ねしにしめ鯛とは死せし鯛をいへりと申ければ、いかでかゝる俚言までしろしめしけるぞと、皆人驚きあへり、

〔雜件錄三〕寶曆十一年巳十二月活鯛之義ニ付伺書書拔